

## 販売及び賃貸管理者資格と取り扱うことのできる医療機器の範囲

		取り扱い可能な医療機器				
		高度管理医療機器（クラスⅢ・Ⅳ及び特定保守管理医療機器）	指定視力補正用レンズ（コンタクトレンズ）	指定以外の特定管理医療機器（クラスⅡ）	補聴器（クラスⅡ）	家庭用電気治療器（クラスⅡ）
販売及び賃貸管理者資格	高度管理医療機器（指定視力補正用レンズを除く）	○	○	○	○	○
	指定視力補正用レンズ（コンタクトレンズ）	×	○	○	○	○
	特定管理医療機器（補聴器・家庭用電気治療器除く）	×	×	○	○	○
	補聴器	×	×	×	○	×
	家庭用電気治療器	×	×	×	×	○